

您好 神奈川

日本神奈川県

かながわ
こんにちは神奈川

2011年 冬季刊 第2号 (第20期)

こんにちは神奈川

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f4010/p11919.html>

—「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—
—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的的生活信息刊物—

外国人住民の方にも住民票が作成されます 将向外国人居民提供居民票

2012年7月までに、外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象となります。

新制度への移行と同時に、外国人登録制度は廃止されます。

●対象となる外国人の方

- ・適法に日本に中長期在留する外国人の方
- ・特別永住者の方
- ・一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人の方
- ・仮滞在の許可を受けた外国人の方
- ・出生により日本に在留することとなった外国人の方
- ・日本国籍の喪失により日本に在留することとなった外国人の方

●移行措置

- ① 仮住民票の作成：お住まいの市町村が、その市町村の外国人登録原票に登録されていて、新制度への移行時に在留が見込まれる外国人の方について、2012年5月までに、仮住民票を作成します。
- ② 仮住民票の通知：作成された仮住民票は、お住まいの市町村から、外国人登録原票に記載された住所に郵送されるので、記載内容を知ることができます。
- ③ 住民票への移行：新制度への移行をもって、仮住民票が住民票になります。

【URL】 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

日本語、英語、韓国・朝鮮語の3言語に対応しています。

【日本語での問い合わせ】

お住まいの市町村の住民基本台帳を担当する窓口
県市町村行政課 TEL:045-210-3175

从2012年7月开始，外国人居民也将成为居民基本登记册制度的对象。

在向新制度转型的同时，外国人登记制度也将废止。

●成为对象的外国人

- ・在日本合法中期、长期在留的外国人
- ・特别永住者
- ・因一时庇护取得入国许可的外国人
- ・取得临时滞在许可的外国人
- ・因出生在日本在留的外国人
- ・因丧失日本国籍，而在日本取得在留资格的外国人

●转型措施

- ① 临时居民票的作成：在本人居住的市町村，就其市町村外国人登记原票进行了登记、在向新制度转型时预计将在留的外国人，至2012年5月为止，将作成临时居民票。
- ② 临时居民票的通知：作成的临时居民票将由居住的市町村向外国人登记原票记载的地址进行邮送，可在此了解记载内容。
- ③ 向居民票的转型：通过向新制度的转型，临时居民票即成为居民票。

【URL】 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html
以日语、英语、韩朝语3种语言对应。

【日语问讯处】

居住的市町村居民基本总册担当窗口
县市町村行政課 电话：045-210-3175

しょうひせいかつそうだんまどぐち あんない 消费生活相談窓口のご案内 消费生活咨询窗口介绍

消费生活相談窓口では、毎日の生活の中でおこる商品や業務に関するトラブルのご相談を受けています。下記の消費生活ホットラインに電話をすれば、最寄の市町村等の相談窓口につながります。電話、来所の際は、日本語のわかる方と一緒にお願いします。

【ホットライン】 TEL:0570-064-370

市町村の窓口は、下記のホームページからも検索できます。

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p70624.html>

【日本語での問い合わせ】

かながわ中央消費生活センター相談窓口 TEL:045-311-0999

消费生活咨询窗口就每天生活中发生的商品与劳务相关纠纷，受理咨询。如果利用下列消费生活热线拨打电话，即可接通最近的市町村等咨询窗口。打电话或亲身前来之际，请与懂日语者一起前来。

【热线】 TEL 0570-064-370

市町村的窗口通过下列主页也可检索。

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p70624.html>

【日语问讯处】

神奈川中央消费生活中心咨询窗口 电话：045-311-0999

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、
13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、
13时～16时

子どもを虐待から守るために・・ 保護児童，免受虐待

児童虐待には、殴る、蹴るといった子どもの身体を傷つける行為だけではなく、心を深く傷つける言葉をぶつけたり、日常生活の世話をひどく怠ることなども含まれます。

例えば、適切な食事を与えない、衣服などを長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させる、重大な病気になっても病院に連れて行かない、子どもの意思に反して登校させず家に閉じ込める、乳幼児を車の中に放置するなどです。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時には、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こしてください。

あなたからの連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

●連絡先 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
連絡は匿名で行うことも可能であり、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

また、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口で連絡してください。

【日本語での問い合わせ】 県子ども家庭課 TEL:045-210-4655

对儿童的虐待，不仅是指殴打等对儿童身体的伤害行为，而且包括严重伤害心灵的言语举动、日常生活中故意冷落、看护懈怠等。

例如，不给孩子适当的饮食、长时间不换洗衣服等使孩子不清洁、使孩子在极端不卫生的环境中生活、罹患重大疾病也不带孩子到医院治疗、违背孩子意愿不让上学将其关在家中、将婴幼儿放置在车中等。

当您看到受到虐待的孩子时，请不要犹豫，应立即采取行动，保护儿童，免受虐待。

您的联系，会成为这些孩子免受虐待重要的一步。

●联系处 儿童咨询所全国共通电话 0570-064-000

也可匿名进行联系，将为联系人与联系内容保密。

另外，因自己分娩与育儿等烦恼时，也请与儿童咨询所与市町村窗口进行联系。

【日语问讯处】

县儿童家庭课 电话：045-210-4655

国民健康保険についてのお知らせ 国民健康保険通知

国民健康保険とは、自営業の人やアルバイトなどで勤務先の健康保険に加入できない人を対象とした公的医療保険制度です。市町村が窓口となっています。外国人も加入する必要があります。

●対象となる外国人：外国人登録をしていて、認められた在留期間が1年以上の人。(1年未満の在留期間でも、1年以上日本に滞在する予定がある人は加入できる場合があります。)

●保険給付：病気やけがをした場合に、病院や薬局などでかかった治療費や薬剤費の7～9割が保険から支払われます。

●保険料：保険料の額は市町村によって異なります。保険料は必ず期限までに支払います。保険料の計算方法や支払い方法などについては、お住まいの市町村にお尋ねください。

【日本語での問い合わせ】

お住まいの市区町村の国民健康保険を担当する窓口
県医療保険課 TEL:045-210-4881

国民健康保険は以个体经营者以及临时工等不能加入工作单位健康保险者为对象的公共医疗保险制度。以市町村作为受理窗口。外国人也必须加入。

●应加入的外国人：办理了外国人登记、并被批准持有1年以上上居留资格的人（即使被批准的居留期间不满1年，但预定将在日本居留1年以上者也可加入）。

●保险付给：患病或受伤时，在医院与药房等花费的治疗费与药费的7～9成由保险支付。

●保险费：保险费金额各市町村有所不同。请务必按时支付保险费。有关保险费的计算方法与支付方法等，请向居住的市町村询问。

【日语问讯处】

居住的市区町村国民健康保险担当窗口

县医疗保险课 电话：045-210-4881

神奈川県最低賃金のお知らせ 神奈川県最低工资的通知

2011年10月1日から神奈川県最低賃金は、時間額836円（18円引き上げ）となりました。

この最低賃金は、県内で働く常用・臨時・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【日本語での問い合わせ】

神奈川県労働局賃金課 TEL:045-211-7354
県労政福祉課 TEL:045-210-5739

从2011年10月1日开始，神奈川県最低工资为每小时836日元（提高18日元）。该最低工资适用于县内专职、临时雇用、临时工等所有劳动者。用工者必须支付该金额以上的工资。

【日语问讯处】

神奈川県労働局賃金課 电话：045-211-7354

县劳政福利课 电话：045-210-5739

外国籍県民向けの防災体験講座を実施します

面向外籍县民举办防灾体验讲座

神奈川県では、地震や火災などの大きな災害が起こった時の行動や日頃からの備えについて学ぶための外国籍県民向け防災体験講座を実施します。

当日は、通訳ボランティアも派遣しますので、日本語に自信のない方でも参加できます。

●日程：2012年2月4日(土) 午前

●場所：神奈川県総合防災センター

●住所：厚木市下津古久 280

(小田急線愛甲石田駅より神奈中バス(伊勢原駅南口行き または平塚駅北口行き) 長沼バス停下車 徒歩5分)

●定員：40名

(定員を超えた場合は、抽選となります。)

●参加費：無料

※申込方法など講座の詳細は、下記の県国際課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

県国際課ホームページアドレス：

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>

【日本語での問い合わせ】

県国際課 TEL:045-210-3748

神奈川県面向外籍县民举办防灾体验讲座，使大家得以学习地震与火灾等大灾害发生时应采取的行动与平时的必要准备等。

当天，将派遣口译志愿者，对日语缺乏自信者也可参加。

●时间：2012年2月4日(星期六) 上午

●地点：神奈川県综合防灾中心

●地址：厚木市下津古久 280

(小田急线爱甲石田站乘神奈中巴士(前往伊势原站南口或平冢站北口) 在长沼车站下车 步行5分钟)

●定员：40名

(超过定员时，抽选决定。)

●参加费：免费

※申请方法等具体事宜在下列县国际课主页上刊载，请予以确认。

县国际课主页网址：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>

【日语问讯处】

县国际课 电话：045-210-3748

外国籍県民向けの講座を開講しています

面向外籍县民举办讲座

国際言語文化アカデミアでは、外国籍県民の皆様に様々な講座を用意しています。これから日本語を学びたいと考えている方への「はじめての日本語教室」、日本での子育てに不安を感じているお母さんにお勧めの「親子日本語教室」などのほか、来年1月からは、日常会話は出来るが日本語で長い文を書くのは苦手と考えている方などを対象に「日本語文章講座」(仮題)を開講する予定です。開講日時など詳しいことは下記へお問い合わせください。

【日本語または英語での問い合わせ】

国際言語文化アカデミア TEL:045-896-1091

JR 京浜東北線・本郷台駅下車徒歩5分

在国际语言文化学校，举办各种面向外籍县民的讲座。其中有面向今后要学习日语者的“初级日语教室”、面向在日本育儿感到不安者的“亲子日语教室”等。另外，从明年1月开始，预定以懂得日常会话但难以书写较长日文文章的人等为对象，举办“日文文章讲座”(暂定题)。开讲时间等具体事项请向下列机构询问。

【日语或英语的问讯处】

国际语言文化学校 电话：045-896-1091

JR 京滨东北线 本郷台站下车步行5分钟

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

次号(春号)は、2012年3月に発行予定です。

【編集・発行】神奈川県国際課 TEL:045-210-3748

下一期(春季号) 预定于2012年3月发行。

【编辑·发行】神奈川県国際課 电话：045-210-3748

* 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。

* 郵送：〒231-8588 県国際課まで

* FAX :045-212-2753

* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

邮寄：〒231-8588 神奈川県国際課

传真：045-212-2753